

応募規約

この応募規約(以下「本規約」といいます。)は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)が実施するプログラム(以下「本プログラム」といいます。)の内容、応募条件等を定めるものです。応募を検討される法人は、本規約に同意の上、本規約に定める方法に従い本プログラムに応募してください。

第1条(応募資格)

本プログラムには、有効に設立されたすべての法人が応募できます(個人の方は応募できません。)。当社及びそのパートナー、販売業者、代理人、販促会社、広告代理店、プログラム資料の製造業者及び販売店並びにソフトバンクグループ株式会社及びその子会社・関連会社(ソフトバンクグループ株式会社と併せて、これらを以下「SB グループ」といいます。)は、応募することはできません。なお、本規約において、本プログラムに応募する法人を、以下、個別に「応募企業」又は総称して「応募企業ら」といいます。

第2条(応募条件)

- 1 本プログラムの応募テーマは、次の5テーマ(以下「本テーマ」といいます。)とします。
 - (1) AI as a Service
 - (2) Disrupt
 - (3) Home
 - (4) AR/VR
 - (5) EdTech
- 2 本プログラムに応募するためには、(日本語版)
<http://www.softbank.jp/biz/innovation/> 又は (英語版)
<http://www.softbank.jp/en/biz/innovation/> (以下「本プログラムウェブサイト」といいます。)にアクセスし、本規約に同意の上、本プログラムウェブサイトに必要な事項を記載し、次項に定める内容を記載したドキュメント(フォーマットは問いません。)(以下「本プログラム提出物」といいます。)を添付して、応募してください。応募期間は2017年11月14日午後12時から2018年1月16日午後11時59分(日本標準時)までです。本プログラム提出物は、本プログラムウェブサイトにて定めるデータ量制限を遵守し日本語又は英語のいずれかで作成してくださ

- い。本プログラム提出物を提出後、その変更を行うことはできません(ただし、当社の求めに応じて変更する場合は、この限りではありません。)。自動入力機器、プログラミング若しくはロボットによる又はそれらに類似した方法による応募はできません。
- 3 本プログラム提出物の必須記載事項は、以下の項目の通りです。これらの項目について、簡潔に記載してください。
- (1) 本テーマの中から選択した応募テーマ
 - (2) 応募企画の背景(解決すべき課題)
 - (3) 課題・問題の解決に用いられた戦略、解決策並びにアイデアの革新性及び独創性
 - (4) ターゲット(業界又は個人等)
 - (5) ビジネスモデル(収益モデル又は収益構造)
 - (6) 実現時期(実現に要する時間)
- 4 応募企業は、自らの本プログラム提出物について当社と協議するために、当社の求めに応じて、日本又は米国における当社のオフィスに自己の取締役、役員又は従業員(代理人、契約者及び顧問を除きます。)が訪問できるようにしてください。応募企業は、本プログラムへの応募から選考終了までの間に当社から受領したすべての情報(本プログラム提出物に関する当該協議の内容を含みます。)を秘密情報として取り扱うものとし、本プログラムの目的のみに使用し、第三者に開示又は漏洩してはいけません。
- 5 当社は、本プログラムに関連する連絡を電子メールにて行うことがありますので、応募企業は、選考期間中、有効な電子メールアドレスを維持してください。当社が応募企業と連絡が取れないか、又は応募企業が電子メールに適時に返信しなかった場合、当該応募企業は、選考される権利を失う可能性があります。

第3条(禁止される内容及び行為)

- 1 本プログラム資料には、以下に定める内容又は素材を含んではいけません。
- (1) わいせつな内容
 - (2) 当社、SB グループ及びその他第三者の権利(プライバシー権、パブリシティ権、秘密情報、著作権・特許権・商標権・営業秘密等の知的財産権又は所有権を含みますが、これらに限られません。)を何らかの態様により侵害すると、当社が判断する素材

- (3) 応募企業が、本規約に従い、本プログラムに応募するために必要なすべての権利を、所有又は取得していない素材
 - (4) 違法、名誉棄損、中傷的若しくは侮辱的、又は不適切であると判断される素材
 - (5) 集団若しくは個人に対する偏見、人種差別、憎悪若しくは危害を助長するか、又は人種、性別、宗教、国籍、障害、性的指向若しくは年齢による差別を助長する素材
 - (6) 日本及び米国並びに本プログラム資料に係るイノベーション若しくは製品が商業化される地域又は当該商業化が計画される地域における法令に反する素材
 - (7) マルウェア、スパイウェア、ウイルス等、及び不正、悪質若しくは有害な、又は当社、SB グループ若しくはその他第三者の製品、サービス、ネットワーク等の機能若しくはセキュリティを妨害、制限若しくは悪影響を及ぼすために設計されたコード等を含む素材
 - (8) 当社、SB グループ又はその他第三者を非難する素材
 - (9) 虚偽又は不正確な内容
- 2 応募企業は、本プログラム資料の作成又は提出にあたり、以下に定める行為を行ってはなりません。
- (1) 不正又は不適切な方法による当社、SB グループ又は第三者のコンテンツの利用
 - (2) 当社、SB グループ又は第三者の素材の一部又は全部の変更、公表、ネットワーク化、貸与、送信、販売、複製、派生物の作成、実演、表示、又は何らかの方法による利用
 - (3) 当社、SB グループ又は第三者のソフトウェア又はセキュリティ・コンポーネントの逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、逆アセンブル又はそのソースコードの抽出
 - (4) 当社、SB グループ又は第三者のコンピューター、システム若しくはネットワーク又はそのソフトウェアのセキュリティ及びその他の素材、パスワード、暗号化コード若しくは技術的保護手段を侵害するか、改ざんするか、若しくは回避するか、又はその他の種類の如何を問わない違法行為、又は第三者をして当該行為をさせること
 - (5) 当社、SB グループ若しくは第三者の信用を毀損する行為又はそれらの者に損害を与える行為

- (6) 本規約を遵守しない、又は不正その他本プログラムを妨害する行為
- 3 本プログラムウェブサイトへ損害を与えようとする行為又は本プログラムの運営を妨げようとする行為は、刑事上及び民事上違法となる場合があり、当社は、そのような行為があった場合、当該行為を行った応募企業に対して損害賠償を請求することができます。

第4条(選考プロセス)

- 1 選考過程においては、以下に定める基準に基づき本プログラム提出物を審査します。
- (1) 本テーマのうち選択したテーマにおける社会的課題及び問題の重要性が明確であること
 - (2) 本テーマと関連性があること
 - (3) 特定された社会的課題及び問題を解決し、かつ多大な影響及び社会的利益を及ぼす可能性があること
 - (4) 市場規模及び市場に与える影響、商品化の可能性、ビジネスモデル及び収益分析
 - (5) 創造性及び独創性があること
- 2 当社は、本規約に違反する本プログラム提出物又は応募企業を失格とすることがあります。
- 3 当社は、応募企業らに対して、当社が指定する期間内に態様を指定して追加の資料を提出するよう求めることができます。応募企業が当該資料の提出を求められたにもかかわらず、当社が指定した期間及び態様により当該提出を行わなかった場合、当該応募企業は、失格となることがあります。

第5条(選出)

当社は、2018年2月末日を目途に、選考を通過した応募企業(以下「選考通過企業」といいます。)に個別連絡します。選考通過企業は、当社と別途、本プログラム提出物及び本規約第4条第3項に定める追加資料(以下、併せて「本プログラム資料」といいます。)並びにそれらに含まれるアイデア又は技術に関して、合理的に必要な範囲で知的財産権を含む権利を当社に譲渡又はライセンスすることを含む内容の契約を締結することを条件に、当社と共同で試験販売及び試作機(プロトタイプ)の開発を行うことができます。なお、それらにかかる費用及び経費は当社の負担とします。選考通過企業及び当社が共同してコンテンツを開発した場合、両者

は当該コンテンツの所有権、知的財産権その他の権利関係について協議するもの
とします。当社はこれらの選考通過企業と共同で行う試験販売及び試作機の開発
の結果を踏まえて商品又はサービスの商用化を検討します。

第6条(知的財産権)

- 1 応募企業と当社との間において、応募企業は、本プログラム資料に関する所有
権(本プログラム資料に関連するすべての知的財産権を含みます。)を保有す
るものとしてします。
- 2 応募企業は、当社、SB グループ又は当社の指定する第三者が、(a)継続的に、
かつ本プログラム及び応募企業の本プログラム資料とは無関係に、当社の製
品及び提供サービス(支援技術、ネットワーク、ソフトウェア及びシステムを含み
ます。)の創造、開発、改良及び拡大に取り組んでおり、本プログラム資料と類
似又は同一の製品、サービス、技術、ネットワーク、ソフトウェア及びシステムを
既に開発しているか、又は将来開発する可能性があること、並びに(b)応募企
業が提出した本プログラム資料と類似又は同一の本プログラム資料を他の応
募企業らから受領する可能性があることを了承するものとしてします。
- 3 応募企業は、当社及びSBグループ、それらの従業員、役員及び取締役並びに
当社の指定する第三者に対し、応募企業の本プログラム資料を審査する権利
を付与するものとしてします。応募企業は、当社に対し、応募企業の本プログラム
資料(これに要約したものを含みます。)及び応募企業が提出した写真を本プロ
グラムウェブサイトに掲載する権利を付与し、また、本プログラムウェブサイトの
訪問者が一定の情報にアクセスする権利を有することを了承するものとしてします。
- 4 応募企業は、本プログラムへの応募が、応募企業の法的権利(本プログラム資
料において開示される情報に関する営業秘密、知的財産権及び所有権を含み
ますが、これらに限られません。)に影響を及ぼす可能性があることを了承する
ものとしてします。
- 5 当社は、法令で禁じられた場合を除いて、無償で、応募企業の名称、住所、写
真、肖像、音楽、音声、沿革、本プログラム資料及び応募企業による本プログラ
ム又は当社に関する意見を、広報、宣伝又は販促目的で使用することができる
ものとしてします。
- 6 本規約中のいかなる規定も、応募企業に対して、当社又はSBグループのいず
れかの名称及び商標を使用する権利を付与するものではありません。

- 7 本プログラムの目的は、自らのアイデア及びイノベーションを当社に対して提案していただくよう促すことであり、本規約中のいかなる規定も、応募企業に対して当社と交渉又は取引を行うことを義務づけるものではありません。応募企業は、応募企業の本プログラム資料及びそれに含まれるアイデア又は技術について第三者と自由に協議することができ、また、当社との間で第 5 条に定める契約を締結していない限りにおいて、第三者と自由に本プログラム資料に関する契約を締結することができます。

第 7 条(その他条件等)

- 1 応募企業は、本プログラムへの応募、又は本プログラム資料に関する一切の費用及び責任(税金並びに輸出入規制上の費用及び責任を含みますが、これらに限られません。)を負担するものとします。
- 2 本プログラムへの応募及び本プログラムに関連する当社の活動は、応募企業及び当社間で一切の信任、雇用、代理等の関係を生じさせるものではありません。

第 8 条(変更又は終了)

当社は、有効な応募が十分な数に達しなかった場合、又は適用法令若しくはガイドラインにより要求される場合には、本プログラムを変更、取消、終了又は中断することがあります。また、コンピューターウイルス、バグ、不正な介入、詐欺又はその他当社が支配できない事由等によって、本プログラムの運営、セキュリティー、公平性若しくは適切な遂行が妨げられ若しくは影響を受けた場合、又は当社が本プログラムを予定どおり運営すべきでない又はできないと判断した場合、当社は本プログラムを変更、取消、終了又は中断することがあります。当社は、本規約に基づき本プログラムを変更、取消、終了又は中断することを決定した場合、本プログラムウェブサイト当該変更、取消、終了又は中断に関する通知を掲載するものとします。

第 9 条(義務の不存在)

当社、SB グループ及び当社の指定する第三者は、それぞれの本プログラム資料に関して何ら制限なく審査することができ、本プログラム資料が他の応募企業の本プログラム資料に類似している場合であっても、これらの者は一切責任を負いません。当社、SB グループ及び当社の指定する第三者は、提出された本プログラム資料に関していかなる行為を行う義務も一切負いません。

第 10 条(免責及び責任の制限)

- 1 応募企業は、応募企業の本プログラムへの応募により直接的又は間接的に生じた一切の責任、損害又は損失から、当社、SB グループ及び本プログラムに関して業務を行った者を免責し、これらの者に損害を与えないようにするものとします。
- 2 当社、SB グループ及び本プログラムに関して業務を行った者は、適用法令に反しない限り、本プログラム資料に関して、紛失、盗難、損傷、判読不能、遅延、誤り、技術的破損、若しくは文字化け、又は当社の合理的な支配の及ばない問題(機械的、人的又は電子的であるかを問いません。)について一切の責任を負いません。当社、SB グループ及び本プログラムに関して業務を行った者は、適用法令に反しない限り、本プログラムに応募したことにより又は本プログラムに関連する一切の情報若しくは素材へのアクセス若しくはダウンロードすることにより生じた応募企業又はその他の者のコンピューター又はコンピューターシステムへの損害を含む、本プログラムに関連して製造された一切の素材についての、技術的、ハードウェア、ソフトウェア、電話その他の通信障害、誤植その他の誤り、故障、ネットワーク接続、ウェブサイト、インターネット若しくはプロバイダーの利用不能、不正な介入、トラフィックの混雑、応募情報の不完全若しくは不正確な取得(その原因を問いません。)又は本プログラムへの応募を妨げるコンピューターの通信の障害、不全、文字化け、混乱若しくは遅延について、一切の責任を負わないものとします。
- 3 応募企業は、本プログラム資料に関連する応募企業の知的財産権の使用について当社、SB グループ及び本プログラムに関して業務を行った者を免責し、かつ、当社及び SB グループの製品、サービス、技術、ネットワーク、ソフトウェア又はシステムによる本プログラム資料に関連する応募企業の知的財産権に関する侵害について当社、SB グループ及び本プログラムに関して業務を行った者に対していかなる請求もしないものとします(故意・重過失がある場合を除きます。)。さらに、応募企業は、当社、SB グループ及び本プログラムに関して業務を行った者による本プログラム資料の審査、採用、及び使用に関連して有していた可能性があり、現在有している可能性があり、又は将来有する可能性のある一切の請求についての権利を放棄し、かつ、当社、SB グループ及び本プログラムに関して業務を行った者は応募企業の本プログラム資料を審査するか、使用するか、又は何らかの方法により処理するいかなる義務も負いません。

第 11 条(保証)

本プログラムに応募することにより、応募企業は、本プログラムへの応募及び本プログラム資料に関して、以下の通り表明し保証するものとします。

- (1) 応募企業が本プログラム資料を提出するすべての権限を有すること(応募企業が本規約の条件に拘束されることを含みます。)
- (2) 本プログラム資料が、現在又はかつての従業員その他の第三者(SB グループを含みますが、これに限られません。)による所有権その他の権利の対象となっていないこと
- (3) 本プログラム提出物が、応募企業が自ら作成した独自の創造物であり、完全にオリジナルであること
- (4) 本プログラム資料及び応募企業による応募が、第三者のパブリシティー権、プライバシー権、知的財産権、所有権及び人格権その他の権利を一切侵害しないこと
- (5) 本プログラム資料に現れる第三者から、本規約に基づいて本プログラム資料が使用されることについて同意を得ていること、及び応募企業が、当社からの要請に応じて、当該第三者から得た同意を立証できる証拠を提供すること
- (6) 応募企業が、本プログラム資料に係る製品等を開発するために用いられ、又は本プログラム資料に含まれる、第三者のコンテンツ又は技術を使用する権利及びこれらを含む本プログラム資料に関するすべての権利を、本規約に従って当社及び SB グループその他第三者にライセンスすることについて権限を有すること
- (7) 本プログラム資料及び応募企業による応募が、応募企業に適用される法令に違反しないこと
- (8) 本プログラム資料が第三者の秘密情報を含んでおらず、かつ本プログラム資料が応募企業の秘密情報を含む場合、応募企業が本プログラム資料を提出した時点で直ちに当該情報が秘密ではなくなること
- (9) 応募企業が本プログラム資料を自らのために提出し、第三者のために提出していないこと
- (10) 本プログラム資料が本規約第 3 条第 1 項に定める禁止された内容を含まず、かつ応募企業が同条第 2 項に定める行為を行っていないこと
- (11) その他、本規約に違反していないこと

第 12 条(個人情報)

当社は、当社のプライバシーポリシーに従って応募企業に関する個人情報を収集、保有、利用するものとします。当社のプライバシーポリシーについては、(日本語版) <http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/policy/> (英語版) <http://www.softbank.jp/en/corp/group/sbm/privacy/policy/> をご覧ください。本プログラムに応募した応募企業は、当社のプライバシーポリシーに同意したものとみなします。応募企業に関する個人情報はそれが収集された国の外において提供、処理、及び保存されうることを、したがって、当該収集された国における当該個人情報に関する要件又は制限と同一の要件又は規制に服さない場合があることにご留意ください。

第 13 条(法令の遵守)

応募企業は日本及び米国その他関連する管轄におけるすべての適用される法令(知的財産、輸出管理(米国輸出法を含みますが、これに限られません。)、安全保障、消費者保護、税金、国家安全保障に関する法令、並びに賄賂、汚職、不正確な会計帳簿、不適切な内部統制及びマネーロンダリング対策、反社会的勢力排除及びその他一切の類似する腐敗防止法令を含みますが、これらに限られません。)を遵守するものとします。

第 14 条(分離可能性)

本規約の規定の一部が無効又は執行不能となる場合であっても、その他の規定の効力には影響を及ぼさないものとします。ただし、この場合、当社は本プログラムを変更、取消、終了又は中断することができます。

第 15 条(準拠法・裁判管轄)

- 1 本規約及び本規約に従って行われる本プログラムに関する行為は日本法により解釈されます。
- 2 応募企業と当社による別段の合意がない限り、本規約及び本プログラムに関する一切の訴訟は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。法律上別段の定めがある場合を除き、本プログラムに関する応募企業による訴訟は、その原因が発生した時点から 1 年以内に限り提起することができるものとします。